# 別記様式

# 議 事 録

会議の名称	平成 30 年度第4回岩倉市自治基本条例審議会
開催日時	平成30年8月6日(月)午後3時から午後5時15分まで
開催場所	市役所7階 第1委員会室
出席者	出席委員:岩崎委員、山田委員、村平委員、清水委員、
(欠席委員・説明者)	岡島委員、関戸誠委員、関戸康委員、花井委員、
	舩橋委員、岡本委員、水野委員、菅原委員
	事務局:山田総務部長、小松協働推進課長、小﨑統括主査、
	伊藤秘書企画課長、小出統括主査、夏目技師
会議の議題	(1) 岩倉市自治基本条例の規定に基づく事項について【資料5】
	(2)審議会報告書について【参考資料】
議事録の作成方法	■要点筆記 □全文記録 □その他
記載内容の確認方法	■会議の会長の確認を得ている
	□出席した委員全員の確認を得ている
	□その他( )
会議に提出された資	第1回~第3回の資料に加え、資料以下の資料を提出。
料の名称	・いわくら生きものガイドブック
	・【参考資料】岩倉市自治基本条例及び市民参加条例に関する検
	証結果報告書 (案)
公開・非公開の別	■公開 □非公開
傍聴者数	_
その他の事項	議事録作成者 夏目

### 審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

- 1 開会
- 2 あいさつ
  会長よりあいさつ。
- 3 議事
- (1) 岩倉市自治基本条例審議会の規定に基づく事項について

【資料5】整理番号(1)ーキ「第23条第1項、第2項、第3項」(主管課:危機管理課) における小学校区自主防災会地域合同防災訓練の平成29年度参加者数について補足説明。 小出統括主査より以下のとおり補足説明(内容については、第2回審議会にて審議済み)。

- ・岩倉南小学校区自主防災会地域合同防災訓練 321名 (うち自主防災会からの参加243名、その他は市職員、消防団、婦人会等の市民団体)
- ・岩倉北小学校区自主防災会地域合同防災訓練は雨天のため中止 (参考:平成27年度の参加者 387名)
- ・曽野小学校区自主防災会地域合同防災訓練は雨天のため中止 (参考:平成28年度の参加者 437名)
- ・五条川小学校区自主防災会地域合同防災訓練 389 名 (うち自主防災会からの参加313名、その他は市職員、消防団、婦人会等の市民団体)
- ・岩倉東小学校区自主防災会地域合同防災訓練については、地域としては平成 27 年度より 実施。初年度となる平成 27 年度は、岩倉団地(東新町)のみで参加を募り、107 名の参加 があった。平成 28 年度は雨天のため中止、平成 29 年度は市全体の防災訓練として実施。
- ・来年度以降の審議会における防災訓練への参加者数の提示の仕方(資料中への記載、または、付属資料として別に作成)については担当課と検討する。

委員:市の人口からすると参加者数の割合が低い。市民の意識が薄れている気がする。

事務局:どこまでの参加率を求めるのかについては難しいところ。以前は、各小学校区の防災訓練は5年に一度回ってくる市全体の防災訓練のみであったが、現在は、市全体の防災訓練の他にも各小学校区で毎年実施されている。また、避難所運営訓練等できる限り参加型の訓練を実施しており、参加率を上げるのは難しいが、参加率が低くても工夫して効果的な訓練にしていきたいと考えている。

会 長:参加率自体は上がりにくいと思う。それは、市民の意識として、最後は市が助けて くれると思っているという安心感の裏返しでもある。しかし、実際の災害時には、 助けがくるまでには時間がかかる危険性の方が高いということを市民が認識をし ていないことになる。

事務局:機会を捉えて自助・共助の話はさせてもらっているが、なかなか浸透するのは難しい。

会 長:小学校区での訓練は共助のきっかけになればということでもある。

事務局:各小学校区での防災訓練についても、市の職員も参加しており、顔合わせをするという認識で参加させている。

委員:これまでの防災訓練は、見る側としての参加であったが、これからは、ボランティ アリーダー等要請をすることによって自助・共助の意識を高めていくことが必要か と思う。

事務局:市民のみなさんと一緒に考えていけるようにする。

委員: 行政区の訓練に市の職員は参加してくれるのか。

事務局:消防署や危機管理課の職員が参加し、消火器の使用や炊き出し等をしたりする行政 区もある。

委 員:各小学校区での訓練について、参加人数等の目標が設定されておらず、実施してい るだけという感じがする。

事務局: 災害時は小学校区単位で避難所が設営されていくのが基本となるため、小学校区単位での訓練を実施していきたいが、市としての整理は、市主催の防災訓練は8月の最終日曜日に実施するもの、その他の地域の防災訓練については地域の自主防災会が合同で実施するものであるため、市が介入して目標値まで定めることが良いのかというとそうではない部分がある。総合計画の目標として、各小学校区で訓練する学校数があり、実際に、各小学校区で実施されているというところで、一定の成果があると考えている。

会 長:岩倉市で懸念されるのは地震、台風、集中豪雨だと思われるが、豪雨で防災無線が 聞こえない状況を想定した訓練や外国籍の多い地域や高齢者が多い地域での情報 伝達の方法等、地域特性に応じた訓練が課題。参加人数をどうするかよりも災害の 種類、災害弱者になりそうな人を想定して訓練していくことを、それぞれの地域の 特性に応じて、自主的に企画することが望ましい。

委員:自主的に企画することは良いことだが、区長は毎年交代するため、区に任せっきりにするのではなく、例えば、浸水など市が蓄積している過去の災害状況等について情報提供することは大事だと思う。

事務局:例えば、浸水に関して言えば、常襲の地域があり、そういう場所については、市よりも先に地域の人たちに動いてもらっている部分もあり、そのようなことをいかに連絡し、支援していくかについては意識的に取り組んでいる。

委員:台風 12 号の際、避難所開設についての同報無線がしっかり聞こえた。しかし、地域ごとの聞こえ具合を調査する必要があるのではないか。

会 長:大雨の場合、雨の音が大きく室内では聞こえないこともありえる。

事務局:地域によって聞こえ方に差がある。また、色々なところで流れるため、時間差が生じて聞こえにくくなるなど、危機の特性上、難しい面もある。しかし、内容までは聞き取れなくても、何か同報無線が流れているということが伝われば、市民から市に問い合わせがあるなど別の方法での情報伝達につながる。とにかく、一生懸命伝えることが大切であり、また、情報伝達の方法については、複数の方法を持つこと

が大事であると考えている。

事務局:実際、台風 12 号の際は、同報無線の内容がわからなかった人から市に問い合わせが何件かあり、情報伝達のきっかけにはなっていると思う。

委員:無線の設置位置は適切か。

事務局:設置前に調査し、極力、市域全体を網羅できるように設置している。しかし、場所 によっては聞こえにくいところもあるのは認識している。

委員:近接したところに設置されていたり、住宅地の中に設置されていなかったりする。 事務局:設置については、近すぎてうるさいという声もあり、難しい面もある。しかし、必要なものなので、ご理解をいただきながら設置しているところである。

# 【資料 5 】整理番号(1) - ク①「第 24 条第 1 項」(主管課:生涯学習課) について 小出統括主査より説明。

会 長:山車文化継承に向けた小学校との連携等についてはどうなっているか。

事務局:三町個々の動きに留まっており、町の枠を超えた取り組みには至っていない状況。

会 長:大四日市まつりでは、四日市大学の学生が 40 人くらい関わっているが、学生の多くは卒業後は四日市から出ていくため、できることは山車を引くことくらいである。従って、保存技術の伝承等については地元の人間が担うしかないが、高齢化等で難しくなってきているという岩倉市と同じ状況である。一方で、保存会の枠を越えたえたオール四日市という姿勢で支えていこうという提案をしているが、10 余りある保存会の中で意見が分かれており、オール四日市という姿勢を受け入れてくれるところとそうでないところが鮮明になってきており、今後どうしていくかについて考えているところ。岩倉市の場合はどうか。

委員:中本町の場合は、五条川小学校の3年生が見学に来てくれて、まつりのチラシ等案内したところ、全員で5名参加してくれた。この動きをもっと広めて、各保存会が町にとらわれずに積極的に関わっていくことが大事であり、続けていけば、伝統を守っていくことにつながると考える。

委員:市内における他の保存会とのつながりはどうなっているのか。

委 員:各保存会には属している小学校区があるため、小学校とのつながりが強い。興味の あるこどもは自分の小学校区にある保存会に流れるという傾向がある。

会 長:保存会ごとに興味あるこどもが現れてくれると良い。

委員:活動に関わりがない人には、どのような子たちが関わっているのかも分からない。 子ども会の子が入っているものと思っていた。

**委** 員:子ども会は縮小しており、子ども会に声をかけても集まらないのが実情。

会 長:色々動きはあり、着実に進展している。中本町の成功体験が他の保存会にも広がる ような仕組みは必要。また、小学校との連携も進めていかなければならない。

### 【資料5】整理番号(1) - ク②「第24条第1項、第2項」(主管課:環境保全課) について

小出統括主査より説明。

※五条川流域と自然生態園以外の自然については、整理番号(1)-ク③で審議する。

委員:いわくら生きものガイドブックは、小学生に配布しているのか。また、外来生物 を見つけた場合には駆除することなどの指導をしているのか。そのような指導が ないのであれば、ガイドブックを作る必要性はどこにあるのか。

事務局:配布したという事実のみ把握しているため、確認しておく。

事務局:ヌートリアについては、農地の被害があるため、農家に檻を貸し出して、捕獲された場合は、市で駆除している。

委 員:「岩倉の水辺を守る会」が捕獲したカメが外来生物だった場合の処分はどうしているのか。

委 員:捕獲したカメの殺処分については、市の環境保全課に任せている。

委員:ヌートリアについては、被害がない場合は、駆除してくれないのか。

事務局:被害がない場合の駆除はしない。しかし、農地以外の民家に対しても檻の貸し出 しはしている。

委員:いわくら生きものガイドブックは全小学生に配布しているのか。

事務局:何年生かまでは把握していないが、特定の学年に配布しており、全小学生に配布 している訳ではない。

委員:外来生物ではあるが、元は人間が持ち込んだ生物であるため、あまり敵視し過ぎ るのもどうかと思う。学校では、そのような視点も伝えた方が良いと思う。

事務局:説明の仕方が難しいところであり、学校でも説明することは難しいと思う。学校でも記明することは難しいと思う。学校でどのように活用しているのかについては確認しておくが、ガイドブックを作成した趣旨としては、市内にどのような生きものがいるのかを知ろうというのが始まりであり、そこに多くの団体や親子が関わっていることに意味がある。

委員:いわくら生きものガイドブックは、市ホームページで公開されていないのか。

事務局:公開されていないと思うが、確認しておく。

委員:公開されていると良い。

委員:こどものいない世帯にも配布してほしい。

事務局:市のホームページで公開することが良い策であると思うため、担当課と検討して おく。

会 長:いわくら生きものガイドブックの成果は高く評価したい。活用状況の確認や市ホームページでの公開は重要であると思う。また、欲しいという要望に対しては、 有償にするかも含めて、一般への頒布について検討すればよいと思う。

# 【資料5】整理番号(1) - ク③「第24条第1項、第2項」(主管課:商工農政課) について

小出統括主査より説明。

会 長:「五条川の桜並木の保存及び再生に関する検討会」の作業部会というのは、桜の植 え替えや県管理である河川域に対してどうしていくのかについて、具体的に検討 する会議ということで良いのか。

事務局:そのとおり。一宮建設事務所、犬山市、江南市、大口町、岩倉市の担当者が入った会議。現在、大口町内で試験的に桜を植えて、様子見をしている場所があり、うまく成長すれば他の地域でも検討という流れではあるが、そこは、本検討会で調査して、台風などの大雨時でも絶対に越水しないという場所のため試験できている。越水する場所では、県からの許可は下りないと考える。

委員:植え替えができない理由は、土手を掘り返すからか。

事務局:そのとおり。大水で木が倒れて橋まで崩れたりする危険性がある。

会 長:河川管理者としては最も懸念するところ。しかし、難しい問題ではあるが、何らかの形で技術的な検討もしていこうとしているというところ。岩倉市の自治基本条例のユニークで特色のある部分であるが、そこを検証しようとする時には、岩倉市が都合よく関与できるものでもないというところがある。

委員:現状に、「市南部を中心とした田園風景の保全に努めている」とあるが、川井町、 野寄町には大規模な企業誘致の話も出ていることと、市民として、身近なところ にも自然が残っていることが大事だと思う。そのようなところにも、自然が残る ような手立ては考えているのか。

事務局:市南部のイメージとしては、電車で北名古屋市から岩倉市に入るところで景色が変わる大山寺周辺をイメージしている。総合計画の中にも田園風景を保っていくことが書かれている。身近なところに自然が必要だということは認識しており、市の様々な計画にも書き込み、色々と取り組んではいる。しかし、民間の土地など市の管理地以外の土地をどのように緑豊かにしてくいくかについては、民間の開発にどこまで介入できるかなど難しいところがある。市としては、保護樹の指定をし、剪定等の維持管理面で補助金を出すなどして樹木の保護に取り組んでいる。また、生産緑地制度の終了が近づいており、市としてもしっかり対応していきたいと考えているが、一方では、民間の開発も大事であるという考えもある。

会 長:民間の土地については、処分することも所有者の自由であるため、所有者がどこまで緑地の社会的意義を理解してくれるかという難しい面もある。いずれにしても、生産緑地制度の終了は大きな転機であり、緑地がどうなっていくかの瀬戸際であるが、身近な緑の保全については、自治基本条例の規定に則してしっかり考えていかなければならない。

委 員:土地の所有者が意識していないといけない。所有者も景観として役に立っている ことを認識してもらえると良い。 会 長:ここから岩倉市という看板があってもよい。

委員:土地の所有者が世代交代で土地を手放すところも出てきており、生産緑地制度の 終了時期と土地の所有者の世代交代が重なることも影響がありそう。

委員:大山寺周辺は相続税対策で所々で民家など開発がされているところがある。

事務局:太陽光パネルも設置が進んでおり、殺風景にならなければ良いとは思うが、法に 則って設置されているため、許可しない訳にはいかない。

会 長:農地の持っている社会的な意義の理解には努めていってもらいたい。

### (2) 審議会報告書について

会 長:これで全ての項目について、審議が終了したことになる。本日の審議内容も加える 形で、検証結果報告書としてまとめていくことになる。

#### 4 その他

【参考資料】岩倉市議会基本条例の検証シート (平成 29 年度 (2017)) について 小出統括主査より説明。

会 長:議会視察が多いが、何を視察しにきているのか。

事務局:議会改革度ランキングにおいて、愛知県内で1位、全国で18位にランキングされており議会改革が進んでいるということで視察先として選ばれているとのこと。

会 長:視察の際は、岩倉市内に一泊してもらうことや資料代を請求することも検討して も良いと思う。